

平成29年（2017年）5月那覇市・南風原町
環境施設組合議会 臨時会

（午前10時00分 開会）

○議長（平良仁一）

ただいまから平成29年（2017年）5月那覇市・南風原町環境施設組合議会臨時会を開会いたします。

○議長（平良仁一）

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（平良仁一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において花城清文議員と、赤嶺奈津江議員を指名いたします。

○議長（平良仁一）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、お手元に配付した会期日程案のとおり本日、5月30日の1日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平良仁一）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日5月30日の1日間に決定いたしました。

~~~~~

○議長（平良仁一）

日程第3、議案第4号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

比嘉総務企画課長。

○総務企画課長（比嘉勝治）

提案理由説明。

議案第4号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員法に係る規定の改正内容に準じて行われた、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、同様の措置を講ずるものであります。

具体的には、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の分割取得及び介護休暇とは別に連続する3年の期間内において、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる介護時間の制度を設けるものであります。また、あわせて字句の整理も行っております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平良仁一）

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（平良仁一）

これより討論に入ります。  
討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

これにて討論を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより採決を行います。

認定第4号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(平良仁一)

日程第4、議案第5号、工事請負契約について(那覇・南風原クリーンセンターごみクレーン他更新工事)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

高江洲事務局次長。

○事務局次長(高江洲広美)

提案理由説明。

議案第5号、那覇・南風原クリーンセンターごみクレーン他更新工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、那覇・南風原クリーンセンターの「基幹的設備改造事業」の一部である「ごみクレーン他更新工事」の請負契約であります。

那覇・南風原クリーンセンターごみクレーン他更新工事は、受入供給設備である

ごみクレーン2台、灰処理設備の灰・スラッグクレーン2台、破碎選別設備の不燃クレーン1台の老朽化した機器等の更新を行い、安全・安定的な操業を目的とし、平成27年度に策定しました「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、平成29年度から平成32年度までの4年間で実施するものであります。

本工事は、定期修繕の結果や平成27年度及び平成28年度に実施した本設備の機能調査・診断結果をもとに、平成32年度までの年度ごとのメニューを策定し、クレーン設備の更新を実施するものであります。

当該工事請負契約につきましては、去る平成29年1月16日に開催された「那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会」において、制限付一般競争入札で実施することの承認を得たのち、4月6日に公告、5月9日に開札しております。その結果、請負金額2億1,384万円で「株式会社天満電機産業」が落札し、平成29年5月12日付で仮契約を締結しております。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(平良仁一)

これより質疑に入ります。

それでは発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。日本共産党の古堅茂治です。

議案を深める立場から質疑を行います。議案第5号、工事請負契約について(那覇・南風原クリーンセンターごみクレーン他更新工事)。最初の質問です。更新工事の内容、先ほど説明がございましたが、さらに詳しい内容と入札状況を伺います。

○議長(平良仁一)

高江洲事務局次長。

○事務局次長(高江洲広美)

古堅茂治議員の質疑・議案第5号工事請負契約についての1番目、更新工事の内容、入札状況を問う。についてお答えいたします。

本工事は、交付率2分の1となる基幹的設備改造事業の対象設備として、受入供給設備のごみクレーン2台、灰処理設備の灰・スラグクレーン2台、破碎選別設備の不燃クレーン1台の更新工事であり、平成29年度から平成32年度までの4年間の長期継続契約になります。事前に行った機能調査や診断結果、全国都市清掃会議からの助言等をもとに、継続して使用可能な部分を除いて、老朽化が進行している機器のみを更新する内容となっております。

次に、入札状況につきましては、那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会にて承認された制限付き一般競争入札によって実施しており、去る4月6日に公告したところ、2者の応札があり、5月9日に開札しております。その結果、予定価格2億6,244万円に対し、2億1,384万円で株式会社天満電機産業が落札しております。なお、予定価格と落札価格との差は4,860万円、落札率81.48%という結果となっております。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

落札率が80%ちょっとと、そして4,800万円余り、最低価格より安くで落札したという説明がありました。それも大きなメリットだと思うのですが、プラントメーカーではない業者が、今回工事を行います。そのメリットを伺います。

それから、更新工事の精査、それも一緒に答えてもらえますか。

○議長(平良仁一)

高江洲事務局次長。

○事務局次長(高江洲広美)

古堅茂治議員の質疑の2番目、プラントメーカー以外が受注したメリットを問う。についてお答えいたします。

メリットとしては、制限付き一般競争入札によって、積算基準に基づき積算した設計価格に対し、契約額が大幅に低減できたことが挙げられます。また、当該クレーン設備を製造したクレーンメーカーと直接契約できることにより、今後の突発故障などの対応もクレーンメーカーが直接対応し、必要な部品を調達することができることから、プラントメーカーに依頼する場合よりも修繕に係る費用がより安価になることもメリットになります。ほかにも、当該クレーン設備の維持管理に関する技術的な情報を直接得られることも、安定稼働を実現する上で大きなメリットになります。

続きまして、3番目、更新工事への精査を問う。についてお答えいたします。工事内容の精査につきましては、定期修繕の結果や機能調査、診断結果及び全国都市清掃会議の助言等を受け、継続して使用可能な部分を除き、老朽化が進行している機器のみを工事対象箇所として決定しております。

あわせて、工事の設計価格の精査につきましては、クレーンメーカー3者から参考見積もりを徴取し、「循環型社会形成推進交付金事業交付要綱」に基づき、国土交通省の「積算基準」や「公共工事労務単価」等を用いて積算しております。以上でございます。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

2分の1補助の基幹的設備改造事業での更新事業です、それ自体、知恵のある皆さんの取り組みで、市民、国民の税金を節約しているという1つ言えます。そして今の取り組み、技術職員の頑張りで、プラントメーカーではなくてそれ以外の業者に発注したということも高く評価したいと思います。こういう皆さんの、職員の努力によって、こういう節税、節約が進む、そういう取り組み、ぜひ今後も、さらなる奮闘をお願いして、質疑を終わります。

○議長(平良仁一)

以上で通告書に基づく質疑は終了しました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

これにて討論を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより採決を行います。

議案第5号、工事請負契約について(那覇・南風原クリーンセンターごみクレーン他更新工事)について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

**○議長(平良仁一)**

日程第5、報告第2号、平成28年度那覇

市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

比嘉総務企画課長。

**○総務企画課長(比嘉勝治)**

議案書のほうは7、8ページ。提案理由説明については、3ページでありますのでお目通しをお願いしたいと思います。

では説明申し上げます。

報告第2号、平成28年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、平成29年2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会におきまして、議決を得た地方自治法第213条に規定する繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したため、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越計算書を議会に報告するものであります。

今回の繰り越しは、繰越総額10億5,537万6,982円、事業件数2件となっており、平成28年度予算総額48億8,705万3,000円に対する繰越率は、21.6%となっております。

事業の繰越理由は、1件目「那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事」は7億3,255万4,000円の繰り越しで、ボイラ設備の灰の払い落とし方式の検討等に不測の日数を要し、事業の実施ができなかったことによるものです。2件目、「周辺まちづくり事業」は3億2,282万2,982円の繰り越しで、環境の杜ふれあい公園用地補償・物件補償における、共有名義人の死亡により相続手続等に不測の時間を要し、用地買収難航等による工事・委託のおくれのため、公有財産購入費・補償、補填及び賠償金・工事請負費・委託料を繰り越したも

のであります。以上、ご報告申し上げます。

○議長(平良仁一)

これより質疑に入ります。

それでは発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

報告第2号、平成28年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑を行います。

那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事の繰越理由について伺います。

○議長(平良仁一)

玉寄博道クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(玉寄博道)

古堅茂治議員の質疑の1番目、那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事の繰越理由についてお答えします。

那覇・南風原クリーンセンターは、稼働から11年が経過し、老朽化が進行しており、本施設を当初に計画した能力まで回復させる目的で、平成28年度から平成32年度までの5カ年間の予定で循環型社会形成推進交付金を活用し、工事を進めております。

平成28年度における本工事の主な繰越理由につきましては、ボイラ内に付着した灰を落とす煤払い装置であるスートブローにおきまして、蒸気を使用した方式から圧力波を利用した方式への変更に伴い、設備を設置する場所の選定を含め、設計に不測の日数を要し、工期内に完成することが困難となったことによる繰り越しであります。なお、現在のところ、設備の工場製作を行っており、年度内執行に向け順調に進捗しております。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

蒸気から圧力波ということで、新しい方式へ切りかえるということの原因で繰り越しという説明だったと思います。そういうシステムを使っている全国の状況について、説明願えますか。

○議長(平良仁一)

玉寄博道クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(玉寄博道)

古堅茂治議員の再質問にお答えします。

現在のところ、全国で圧力波を使っている自治体につきましては、愛知県のほうに1件ございます。そこは、今のところ2年半ぐらい稼働しておりまして、その状況も、昨年3月に、実際に現場を確認しまして、順調に稼働しているということを確認しております。そういう状況を見まして、今回、基幹改造に当たりまして、この方式を採用するというのを検討してまいりましたが、結果として良好な結果が得られたということで、今回の改造工事になっております。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

全国的な視野で、そういう技術的な向上を視野に入れて取り組まれている、そういうことが明らかになったと思います。頑張ってもらいたいと思います。

それでは次に、周辺まちづくり事業の繰越理由について伺います。

○議長(平良仁一)

桃原健クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(桃原健)

古堅茂治議員の質疑の2番目、周辺まちづくり事業の繰越理由について問う。についてお答えいたします。

周辺まちづくり事業は、新ごみ処理施設の建設に伴う、周辺地域の還元施設の一つとして、公園整備を行うものであります。

本公園は、面積3.6ヘクタール、総事業費9億6,000万円の近隣公園として平成26年4月に事業認可を受け、補助率2分の1の社会資本総合交付金を活用し、整備を進めております。

主な繰越理由は、環境の杜ふれあい公園用地補償・物件補償の難航によるものがあります。未買収用地が9画地あり、そのうち4画地が繰り越しとなっており、その内容といたしましては、契約に向け調整中のもの、名義人死亡による相続手続のおくれによるもの、代替地を要望しているもの等があります。これらの用地買収等の難航と、それに伴う工事・委託のおくれにより、公有財産購入費・補償費・工事請負費・委託料を繰り越したものであります。

**○議長(平良仁一)**

古堅茂治議員。

**○5番(古堅茂治)**

公園整備、周辺住民、市民、町民が待ち望んでいます。ぜひ、いろいろ苦勞を抱えて大変だと思いますが、用地買収、そして物件補償、一番困難な部署を担当されて大変だと思いますが、頑張ってください。終わります。

**○議長(平良仁一)**

以上で通告書に基づく質疑は終了しました。

これにて質疑を終結いたします。

これで、報告第2号、平成28年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

~~~~~

○議長(平良仁一)

日程第6、報告第3号、専決処分の報告について(修繕工事請負金額の変更)を議

題といたします。

提案者の説明を求めます。

中田施設担当課長。

○施設担当課長(中田光信)

おはようございます。

報告第3号、専決処分の報告について。議案書等は9ページ以降となっております。報告理由説明については、提案理由書の4ページにございます。

本件は、平成28年8月5日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で議決された議案8号、平成28年度焼却設備定期修繕に係る修繕工事請負契約について、設計変更に伴う修繕工事請負変更契約の専決処分をしたものであります。

設計変更の主な内容といたしましては、本定期修繕における3号ボイラの水圧試験中に、過熱器付安全弁より漏れが確認されたため、追加修繕等を行ったものであります。

変更前の金額は3億7,389万6,000円で、変更後の金額は3億7,659万6,000円となり、270万円の増額となります。なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成18年2月15日付けで那覇市・南風原町環境施設組合管理者の専決処分事項として指定された「契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更」の事項として、平成29年3月7日に当該事項の専決処分を行い、同日付けで修繕工事請負変更契約を締結しましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。以上でございます。

○議長(平良仁一)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

これで、報告第3号、専決処分の報告に

ついて（修繕工事請負金額の変更）を終了
いたします。

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

議 長

平良仁一

署名議員

赤 顔 奈 津 江

署名議員

花 村 清 久

〇議長（平良仁一）

次に、議決事件の字句及び数字等の整理
について、お諮りいたします。

本定例会において議決されました議案に
ついては、会議規則第37条の規定により、
その条項・字句・数字・その他の整理を要
するものについては、これを議長に委任さ
れたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

〇議長（平良仁一）

ご異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字・その他の整
理は議長に委任することに決定いたしまし
た。

〇議長（平良仁一）

以上をもちまして、本日の日程は全て終
了いたしました。

これにて、平成29年（2017年）5月那覇
市・南風原町環境施設組合議会臨時会を閉
会いたします。

イッペー、ニフェーデービタン。お疲れ
さまでした。

（午前10時28分 閉会）

